

○堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書の様式)

第2条 条例第7条第1項の規則で定める様式は、会派（条例第2条の議会における会派をいう。以下同じ。）にあっては収支報告書（様式第1号（甲））と、議員（条例第7条第1項に規定する議員をいう。以下同じ。）にあっては収支報告書（様式第1号（乙））とする。

(交付申請等)

第3条 新たに会派を結成したときは、会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して会派届（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して当該異動に係る事項を記載した会派異動届（様式第3号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第4号）を提出しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度の当初又は新たに会派を結成したとき若しくは新たに議員となったときに、市長に対し、議長を経由して、会派にあっては政務活動費交付申請書（様式第5号（甲））を、議員にあっては政務活動費交付申請書（様式第5号（乙））を提出しなければならない。

5 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して、会派にあっては政務活動費交付変更申請書（様式第6号（甲））を、議員にあっては政務活動費交付変更申請書（様式第6号（乙））を提出しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、第4項の規定により政務活動費交付申請書を提出するときは、併せて当該年度の収支予算・事業計画書（様式第7号）を提出しなければならない。また、前項の規定により政務活動費交付変更申請書を提出する場合で、既に提出した当該年度の収支予算・事業計画書の変更を要するときは、併せて変更後の収支予算・事業計画書を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条第4項又は第5項の規定による申請があったときは、当該申請のあった会派又は議員について交付すべき当該年度の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は当該議員に対し、政務活動費交付決定(変更)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の規定により政務活動費の交付の決定を受けた会派の代表者又は議員は、各四半期の最初の月の5日(その日が堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する市の休日(以下この条において単に「休日」という。)に当たる場合は、その直前の休日以外の日)までに、市長に対し、議長を経由して、会派にあつては政務活動費交付請求書(様式第9号(甲))を、議員にあつては政務活動費交付請求書(様式第9号(乙))を提出しなければならない。ただし、条例第3条第7項ただし書の規定に該当する場合は、条例第3条第5項に規定する交付事由該当月の翌月の5日(その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日)までに提出しなければならない。

(会計処理等)

第6条 政務活動費の支出は、その交付を受けた会派の代表者又は議員が決定するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿(様式第10号)を調製しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出をしたときは、当該支出に係る領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を領収書等貼付用紙(様式第11号)に貼付しなければならない。ただし、領収書等を貼付することができない場合は、支払証明書(様式第12号)を作成することをもって、これに代えることができる。
- 4 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出が備品の購入を伴うものであるときは、前2項の規定による手続のほか、備品台帳(様式第13号)を整理しなければならない。ただし、100,000円未満の備品については、この限りでない。
- 5 第2項の規定により調製された会計帳簿、第3項本文の規定により領収書等貼付用紙に貼付された領収書等、同項ただし書の規定により作成された支払証明書及び前項の規

定により整理された備品台帳については、これらの写しを条例第7条第1項に規定する収支報告書とともに、議長に提出しなければならない。

- 6 議長は、前項の規定による提出があったときは、速やかにその写しを市長に送付しなければならない。
- 7 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の管理をするため、預金口座を設けなければならない。
- 8 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、この条の規定により作成した会計書類、領収書等及び預金通帳を整理し、これらの帳簿、書類等を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日（預金通帳については、最終記帳日）から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（実績報告）

第7条 会派の代表者及び議員は、条例第7条第1項の規定により収支報告書を提出するときは、併せて事業実施報告書（様式第14号）を提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の事業実施報告書が提出されたときは、その写しを市長に送付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（堺市議会各会派等に対する市政調査研究費交付規則の廃止）

- 2 堺市議会各会派等に対する市政調査研究費交付規則（昭和56年規則第45号）は、廃止する。ただし、同規則の廃止前に現に交付を受けている市政調査研究費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の堺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(政務活動費交付請求書の提出期限の特例)

2 平成25年3月分の政務活動費交付請求書に係る提出期限については、この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、平成25年3月5日とする。

附 則 (平成27年4月15日規則第74号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月30日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月30日規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成

され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（令和6年3月22日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(甲)(第2条関係)

収 支 報 告 書

年 月 日

堺市議会議長

様

会派の名称  
代表者氏名  
経理責任者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他		
収入合計		

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
支出合計			

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

年 月 日

堺市議会議長

様

議員氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他		
収入合計		

支出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
支出合計			

様式第2号（第3条関係）

## 会 派 届

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 会派結成日

年 月 日

2 所属議員の数及び氏名

人数	人
氏名	

3 交付方法

- 会派に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項1号）  
 議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項2号）  
 会派及び議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項3号）  
会派（1人当たりの月額） \_\_\_\_\_ 円  
議員（1人当たりの月額） \_\_\_\_\_ 円

4 経理責任者

氏名 \_\_\_\_\_

備考

- 交付方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。  
この場合において、会派及び議員に交付する方法を選択したときは、会派及び議員のそれぞれに交付する額を記入してください。
- 経理責任者の氏名の欄には、議員に交付する方法を選択した会派にあっては、氏名を記入する必要はありません。また、所属議員が1人である会派にあっては、当該議員の氏名を記入してください。



様式第3号（第3条関係）

## 会派異動届

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

次の事項について 年 月 日に異動がありましたので、堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、届け出ます。

異動事項	新	旧
1 会派の名称		
2 代表者の氏名		
3 所属議員の数	人	人
4 所属議員の氏名		
5 交付方法	<input type="checkbox"/> 会派に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項1号） <input type="checkbox"/> 議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項2号） <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項3号） 会 派（1人当たりの月額） 円  議 員（1人当たりの月額） 円	<input type="checkbox"/> 会派に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項1号） <input type="checkbox"/> 議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項2号） <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付（堺市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第3項3号） 会 派（1人当たりの月額） 円  議 員（1人当たりの月額） 円
6 経理責任者氏名		

備考

- 1 異動に係る事項についてのみ記入してください。
- 2 交付方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法に変更したときは、会派及び議員のそれぞれに交付する額を記入してください。

様式第4号（第3条関係）

会派解散届

年 月 日

堺市長 様  
（堺市議会議長経由）

会派の名称

代表者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第5号(甲)(第3条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 所属議員数 |   | 名 |

様式第5号(乙)(第3条関係)

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

議員氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 会派の名称

様式第6号(甲)(第3条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第4項の規定により申請した事項に異動があったので、同条第5項の規定により次のとおり申請します。

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
所 属 議 員 数			
交付申請額( 年度分)			

様式第6号(乙)(第3条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

議員氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第4項の規定により申請した事項に異動があったので、同条第5項の規定により次のとおり申請します。

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
交付申請額( 年度分)			

様式第7号（第3条関係）

年度 収支予算・事業計画書

会派の名称・議員氏名

収入

(単位 円)

収入の種類	予 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費		
2 その他		
収入合計		

支出

使 途 項 目	予 算 額	左のうち政務 活動費充当額	事 業 計 画
支出合計			

様式第8号（第4条関係）

政務活動費交付決定（変更）通知書

第 号  
年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付で交付申請のあった 年度政務活動費については、次のとおり交付（変更）することに決定したので、堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

交付決定（変更）額（年額）	円
交付予定時期	年 月から 年 月まで 金 円 (月額) 円)



様式第9号(甲)(第5条関係)

政務活動費交付請求書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

会派の名称  
代表者氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数  
名

様式第9号(乙)(第5条関係)

政務活動費交付請求書

年 月 日

堺市長 様  
(堺市議会議長経由)

議員氏名

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円  
ただし、 年 月分から 年 月分まで

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

使 途 項 目	
整 理 番 号	
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
%	円（按分率の根拠）
（その他）	

支 払 証 明 書

会派の名称・議員氏名

使 途 項 目	
整 理 番 号	
支 払 年 月 日	
支 払 金 額	
支 払 先	
支 払 内 容	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
%                  円                  （按分率の根拠）	
そ の 他	※使途又は内容を記入 ※タクシー料金及び高速料金については、行き先又は利用区間及び目的を記入 ※駐車場については、行き先及び目的を記入

上記のとおり支払ったことを証明します。

年 月 日

証明者氏名

注意

- 1 証明者が自署しない場合は、記名押印をしてください。
- 2 証明者は、会派の経理責任者又は議員としてください。

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額  (控分率 %)	耐用 年数  年	償却完了 年月日	処分年月日・事由
				(控分率 %)	年		
				(控分率 %)	年		
				(控分率 %)	年		
				(控分率 %)	年		
				(控分率 %)	年		

- 備考 1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。  
 2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していただいたものとみなす。

様式第14号（第7条関係）

年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明